平成２６年（フ）第１５５号
神奈川県川崎市宮前区宮崎２丁目10―９―602
債務者　佐藤　　薫（旧姓氏家）
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　三郎
4　破産債権の届出期間　平成26年２月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０４号
新潟市西区五十嵐２の町8312番地17
債務者　高橋　裕之
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大田　陸介
4　破産債権の届出期間　平成26年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月７日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８２号
広島市南区丹那新町12番１号、住民票上の住所広島市安佐南区中須２丁目６番２―803号
債務者　大村千眞人
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　隆史
4　破産債権の届出期間　平成26年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９７３号
神戸市北区鈴蘭台西町６丁目９番21号
債務者　石原　潤士
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上谷　佳宏
4　破産債権の届出期間　平成26年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９８４号
神戸市北区有野台６丁目17番の９
債務者　若木　昭英
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　真央
4　破産債権の届出期間　平成26年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１０２号
札幌市白石区北郷１条１丁目５番７号プレステージ201号
債務者　岡村　　洋
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　啓紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０７号
福島県郡山市富田町字細田10番地の３
債務者　玉川　俊晴
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門脇　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１０８号
福島県郡山市富田町字細田10番地の３
債務者　玉川千代彦
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門脇　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第５４６号
大阪府貝塚市橋本111番地
債務者　杉野　壽一
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　早苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第８６７号
神戸市須磨区戎町４丁目４番14号
債務者　喫茶・スナックムーンこと月田桂子こと　李　　仁柱
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白　　承豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８９号
兵庫県姫路市岡田71番地１　テラエスペランサＡ202、従前の住所兵庫県たつの市神岡町西横内352番地１
債務者　長坂多賀子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　恵一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５３９号
兵庫県加古川市加古川町平野79番地の３ネオハイツ加古川403号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町平野79番地の３ネオハイツ加古川408号
債務者　苧木　　久
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衣笠　謙三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５６６号
兵庫県姫路市飾磨区中浜町３丁目103番地ヴイレッジカリアⅢ202号、従前の住所兵庫県姫路市延末246番地２手柄コーポ１号館６―Ａ
債務者　安樂　洋一
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　園田　洋輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４４９４号
大阪市平野区喜連１丁目４番10号
債務者　斉原タイルこと　齊原　節男
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古川　智祥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１２５号
大阪市城東区成育１丁目７番２―306号
債務者　高山こと　高　　徳宗
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　歌織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部